平成２４年（フ）第９５６号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅31棟305号
債務者　西　　秋子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９６０号
千葉市若葉区千城台南１丁目９番１号　竹内荘201
債務者　小針　義春（旧姓元吉）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９７２号
千葉市花見川区千種町196番地１　ハイツリフレイン101号
債務者　鈴木　潤治
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９８９号
千葉県市川市東国分２丁目３番７号
債務者　桑原　恵子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１００８号
千葉県船橋市東中山２丁目３番28号メゾン金剛101号
債務者　橋本　和佳
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２１号
千葉県船橋市薬円台６丁目７番17―202号
債務者　齋藤美智子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０４８号
千葉県八千代市村上1113番地１　２街区27棟404号
債務者　廣田亜矢子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３４４号
石川県野々市市三納３丁目91番地、従前の住所表示石川県石川郡野々市町字三納542番地の３
債務者　藤井　成樹
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２０２号
山梨県笛吹市石和町東高橋417番地
債務者　飯島　敏次
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
長野県松本市蟻ケ崎４丁目４番１号
債務者　遠藤　清彦
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１８３号
長野県安曇野市穂高8110番地８　ベルゾーネ伊藤Ａ棟102号
債務者　成田加代子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１６６９号
名古屋市西区玉池町302番地　ハイツ牧野303号
債務者　佐野美砂子（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７１４号
名古屋市熱田区中出町２丁目19番地の４
債務者　船津　和美
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７９号
三重県鈴鹿市竹野２丁目16番８号　二本松ハイツⅡ―502
債務者　ミルスカ　カルメンことＴＵＥＳＴＡ　ＣＯＲＤＯＶＡ　ＭＩＬＵＳＫＡ　ＧＩＡＮＮＩＮＡ　ＤＥＬ　ＣＡＲＭＥＮ
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８９号
三重県鈴鹿市三日市１丁目17番12号　エクセラン三日市１―Ｄ
債務者　シルバ　アドリアナ　デ　ソウザ　デ　オリベイラ（ＳＩＬＶＡ　ＡＤＲＩＡＮＡ　ＤＥ　ＳＯＵＳＡ　ＤＥ　ＯＬＩＶＥＩＲＡ）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４５号
滋賀県彦根市野良田町340番地１―1104号、前住所滋賀県彦根市西今町1131番地７
債務者　秋山運送こと　秋山　大輔
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２７９号
奈良県大和郡山市矢田町4842番地　雇用促進住宅４―104
債務者　伊澤　京子（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで奈良地方裁判所